

＜国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用＞

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(ふ り が な)

みつびしじゅうこうぐん-ぼろうどうくみあいれんごうかい ながさきちいきれんらくかい せいじかつどういいんかい

1 政治団体の名称

三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地域連絡会 政治活動委員会

2 主たる事務所の所在地

長崎県 長崎市 水の浦町 1-1

3 代表者の氏名

塩田 淑文

4 会計責任者の氏名

杉町 健吾

政治団体の区分	
☐	政 党 の 支 部
☒	そ の 他 の 政 治 団 体
☐	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
☐	2 以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 山崎 龍二

電話 095-861-6032

氏名

電話



資金管理団体の指定の有無	
☐	有
☒	無 (以下、この欄の記載不要です。)
公 職 の 種 類	
資 金 管 理 団 体 の	
届 出 を し た 者 の 氏 名	

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公 職 の 種 類	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	年 月 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 301,607
(前 年 か ら の 繰 越 額)	301,605
(本 年 の 収 入 額)	2
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	301,607

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円 0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (う ち 特 定 寄 附)	円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)		

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計		
1 件 10 万 円 未 満 の も の	2	
合 計	2	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 12 日

政治団体の名称 三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地域連絡会 政治活動委員会

会計責任者の氏名 杉町 健吾



（代表者の氏名

（印））

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。